平成２４年（フ）第５９号
兵庫県宍粟市山崎町三津318番地
債務者　立田　孝子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第８号
兵庫県宍粟市山崎町五十波1026番地１
債務者　岡田　　徹
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１７号
和歌山県橋本市上田484番地の２
債務者　ヘアーサロンフクイこと　福井　茂男
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８号
和歌山県橋本市上田484番地の２
債務者　福井　厚子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３４号
山口県周南市築港町１番14号
債務者　木村　益己
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１７号
徳島市二軒屋町１丁目27番地
債務者　今井久仁子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５号
北九州市門司区黄金町７番28―201号
債務者　岩木　　豊
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４８号
北九州市門司区大久保１丁目４番７―501号
債務者　小川　　肇
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５９号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番６―202号
債務者　田中　正己
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６１号
北九州市八幡東区日の出２丁目13番７―201号
債務者　寺本　睦之
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７８号
北九州市八幡東区祝町１丁目15番21号
債務者　野見山奉文
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9053番地１
債務者　山口　國彦
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第４号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9053番地１
債務者　山口　登子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１８号
佐賀県鹿島市大字重ノ木甲976番地４
債務者　森　小夜子（旧姓織田）
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１０４９号
神戸市中央区八幡通４丁目１番27　Ｄグラフォート神戸三宮タワー　2707号室、住民票上の住所神戸市北区緑町７丁目16番18号
債務者　中野　洋一
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０５３号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目49番地
債務者　山本　修子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１号
神戸市須磨区衣掛町５丁目２番３―1102号
債務者　長谷　淳史
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４号
佐賀県唐津市鏡2539番地３
債務者　古川　末雄
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部